

はじめに



我が国の人口は、平成27年国勢調査結果によりますと、大正9年の調査開始以来、初めて人口の減少が明らかになったところですが、全国的な人口減少社会の中、現在も人口増加が続いている本市においても、近い将来、人口減少が現実のものになると予測しております。

また、世界で例を見ないスピードで高齢化が進行し、本市においても、年々高齢化率が高まるなど、市政を取り巻く様々な環境が変化・多様化し、よりきめ細かな市民サービスの提供が求められています。

こうした状況の中、市民の皆様とともにまちづくりに取り組む指針となります第5次草津市総合計画の第2期基本計画が平成29年3月をもって終了することから、引き続き本市が目指す将来像である『出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち 草津』の実現のため、これまでの成果と課題を踏まえ、第5次総合計画の締めくくりとなる第3期基本計画を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、「まちづくりについての市民意識調査」に基づく現状分析により、市民の皆様の思いを把握するとともに、第2期基本計画以降の環境変化や課題の整理等に対応するため、施策体系を見直し、再構築をいたしました。

策定過程におきましては、私が市政運営にあたって大切にしている「三現主義」により、タウンミーティングで市民の皆様の草津に対する熱い思いを直接お聞きし、本市が目指す将来像の実現に向けての決意を新たにいたしましたところ です。

第3期基本計画の推進にあたっては、人口減少社会の到来を見据えた施策や、本市の重要なテーマである『「健幸都市」づくりの推進』『子育て・教育の充実』『“まちなか”を活かした魅力向上』『コミュニティ活動の推進』の4つをリーディングプロジェクトとして位置付け、市民の皆様が、「住み続けたいまち」「草津の市民」としての喜びが感じられるまち」と心から感じていただける、より魅力ある草津のまちづくりを市民の皆様とともに、さらに推進してまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、草津市総合計画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やタウンミーティング等で貴重な御意見、御提言をいただきました多くの皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成29年3月

草津市長 橋 川 渉

目 次

総合計画について

リーディング・プロジェクト（重点方針）	1
---------------------	---

地域経営の方針	5
---------	---

分野別の施策

「人」が 輝くまちへ	人権	8
	男女共同参画	12
	教育・青少年	16
	生涯学習・スポーツ	20
	市民文化	24
「安心」が 得られるまちへ	子ども・子育て	30
	長寿・生きがい	36
	障害福祉	40
	地域福祉	44
	健康・保険	48
	生活安心	52
	防犯・防災	56
「心地よさ」が 感じられるまちへ	うるおい・景観	64
	環境	68
	住宅・住生活	72
	上下水道	76
	道路・交通	80
「活気」が あふれるまちへ	農林水産	86
	商工観光	90
	コミュニティ・市民自治	96
	情報・交流	100

行財政マネジメント

行財政マネジメントの施策	106
--------------	-----

資料編	111
-----	-----

総合計画 について

総合計画は、草津市のまちづくりの
基本となる計画です。

基本構想

平成22（2010）年度から平成32（2020）年度まで

基本計画

第1期

平成22(2010)年度から
平成24(2012)年度まで

第2期

平成25(2013)年度から
平成28(2016)年度まで

第3期

平成29(2017)年度から
平成32(2020)年度まで

【総合計画の構成と内容】

総合計画は、本市が将来に向けて目指すまちづくりの方向や、それを実現するための施策等を定める基本的な計画で、草津市自治体基本条例に基づき策定する市政運営の最上位の計画です。

この計画を、「『人』が輝くまちへ」「『安心』が得られるまちへ」「『心地よさ』が感じられるまちへ」「『活気』があふれるまちへ」の4つの「まちづくりの基本方向」のもとに推進していきます。

この計画は、「草津市の現状と課題」「基本構想」「基本計画」で構成し、平成22年度から平成32年度までを計画期間として、以下の内容で定めています。

構 成

草津市の現状と課題

- 位置と地勢
- 地域の特性
- 人口の見通し
- 時代の潮流
- 国・県の動向
- 主要な課題

(別冊「基本構想」に示しています。)

内 容

- 本市が置かれている現状を整理しています。
- 本市の人口は、依然増加が続いていますが、全国的な人口減少社会にあって、やがて減少に転じることが想定されます。
- 本市の特性や時代の潮流等を踏まえて、これからのまちづくりの主要な課題について、「人とまち」「暮らしと活力」「自治と地域経営」の3つの視点から整理しています。

構成

基本構想

■構想期間：

平成22（2010）年度から
平成32（2020）年度まで

●将来ビジョン

●まちづくりの基本方向

●行政の姿勢と役割

（別冊「基本構想」に示しています。）

内容

- 基本構想は、まちづくりの目標となる将来の都市像を描き、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方を示す、これからの草津市のまちづくりの構想（ランドデザイン）です。
- 「将来ビジョン」では、自立した市民の自負や誇り、様々な人と人との交流やまちの魅力等、市民としての喜びが感じられるまちとして、「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津」を将来に描くまちの姿としています。
- 「まちづくりの基本方向」では、「人」「安心」「心地よさ」「活気」の4点をキーワードに、「『人』が輝くまちへ」「『安心』が得られるまちへ」「『心地よさ』が感じられるまちへ」「『活気』があふれるまちへ」の4つの方向性を示しています。
- 「行政の姿勢と役割」では、市民とともに描いた基本構想を実現するため、「地域経営への転換」や「協働のまちづくりの基盤強化」を示し、まちづくりに向かうこととします。
- 草津市議会における議決（平成21（2009）年12月22日）を受けて策定しています。

第3期基本計画

■計画期間：

平成29（2017）年度から
平成32（2020）年度まで

●リーディング・プロジェクト （重点方針）

●地域経営の方針 ●行財政マネジメント

●分野別の施策

（本書は、第3期基本計画を示すものです。）

- 基本計画は、基本構想の実現のため、役割分担や目標値、目指すべき姿を示したもので、市長の任期ごとに策定しており、4年間の計画期間における本市のまちづくりの指針となる計画です。
- 第2期基本計画の計画期間が平成28（2016）年度で終了することから、引き続き総合計画に基づく市政運営を行っていくため、第2期基本計画の成果や課題を受けて、期間内の締めくくりの基本計画として、第3期基本計画を策定しました。
- 基本計画には、以下の事項を示しています。
- 「リーディング・プロジェクト（重点方針）」として、計画期間中において特に重点的に推進していくべき4つのプロジェクトを示しています。
- 基本構想に示す「行政の姿勢と役割」を受け、市民とともに力強い「地域経営※」を行っていくために、公共公益的な活動領域の広がりへの対応と、行財政マネジメントを「地域経営の方針」として示しています。
- 4つのまちづくりの基本方向を踏まえた体系的な「分野別の施策」により、基本方針・施策・達成目標と行動の指針・主要な事業・ロードマップ事業を示しています。
- 基本計画では、施策体系に応じて、進捗状況の目安を把握していきます。具体的には、毎年度実施している市民意識調査等を通じて、基本方針ごとに重要度・満足度意識を把握するとともに、計画策定時に設定した「達成目標」と、それに対する「指標」の把握を行います。
- この基本計画のうち、方針および施策については、草津市議会における議決（平成29（2017）年3月27日）を受けて策定しています。

※**地域経営**：自治体改革のひとつの目標像として、地域社会にある社会資源・財源を有効に活用し、市民ニーズを的確に捉えた公共サービスを提供すること。

第3期基本計画について

(1) 中長期の展望のもとで進める計画

第5次草津市総合計画では、中長期的な視野のもと、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、基本構想において「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津」を将来に描くまちの姿として掲げ、地方自治の新しい時代にふさわしい自律した草津のまちを目指しています。

福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育等、あらゆる分野で滋賀県全体を先導する中核的な都市としての自負と責任を持ち、市民一人ひとりが生き生きと輝き、安心して暮らすことができるまちづくりを展開し、草津の人とまちに“ふるさと草津の心(シビック・プライド)”※が育まれるよう取り組みます。

この基本構想の実現のため、市民ニーズの変化をはじめ、市政を取り巻く様々な環境の変化に対応する等、よりよい市民サービスの提供を行うべく、市民や各関係団体との連携・協力のもと、草津市自治体基本条例に基づく市政運営の考え方や、草津市協働のまちづくり条例に基づく協働のまちづくりの流れを踏まえ、第3期基本計画を策定しました。

※ふるさと草津の心(シビック・プライド)：まちに対する愛着や草津市民であることの自負と誇りのこと。

(2) 計画期間について

第3期基本計画の計画期間は、市長の任期との整合を図るため、平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間とします。

第5次 草津市総合計画	年 度												
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	
基本構想	策定 年度	構想期間											
基本計画		第1期											
				策定 年度	第2期								
							策定 年度	第3期					
総合計画の総括											総括 年度	策定 年度	

(3) 「協働」のもとで進める計画

計画の推進にあっては「協働」の視点から、市民や地域、事業者等とともに達成目標と行動の指針を踏まえて行動します。

(4) 予算と連動した計画

本市における全ての事業は、原則的にいずれかの施策体系の中に位置付けており、事業の適切な進捗管理と、総合計画と予算の明確な連動を図っています。計画期間中に新規の事業を実施する必要が生じた場合については、施策体系の中に適切に位置付けていきます。

(5) 「ずっと草津」宣言 ロードマップとの関連

ロードマップとは、市長が市民の皆様にご覧いただき、公約として掲げたマニフェスト“ともに進めましよう草津の未来「ずっと草津」宣言”に記載された4政策、20施策、91事業を市の実行計画として位置付け、平成28年度から平成31年度までに実施する各事業の工程表のことです。

基本構想に掲げる本市の将来像である「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津」を市民の皆様とともに目指すうえで、総合計画事業とロードマップ事業は、その目的や方向性をひとつにするものであることから、分野ごとに関連するロードマップ事業を掲載し、基本計画に位置付けています。なお、総合計画事業とロードマップ事業は、それぞれ対象とする範囲が異なっていることから、ロードマップ事業は関連する分野に重複して掲載しています。

(6) 「草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や他の行政計画との整合

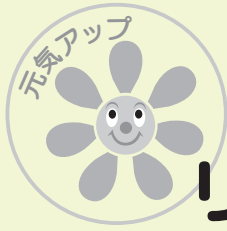
近い将来訪れる人口減少で生じる様々な課題による影響を最小限に食い止め、本市がさらに魅力的なまちであり続けることを目指して、必要な取組を推進していくために策定した「草津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、各分野におけるその他の行政計画との整合を図って、第5次草津市総合計画の具現化を図っています。

(7) 実効的な評価

この計画の評価は、以下のとおり運用します。

施策体系	評価の運用		
	進捗の把握	毎年度 → 庁内組織単位の評価・ 予算編成の基礎へ	次期基本計画策定年度 → 次期基本計画の基礎へ
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針ごとに設けている達成目標に向けた進捗概況と市民意識を継続的に把握します。 	<ul style="list-style-type: none"> 達成目標に向けた進捗状況の目安として指標を把握し、公表していきます。 各基本方針の重要度・満足度に係る市民意識を把握し、公表していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間中の成果や課題、市民意識の推移等を把握し、期中評価を行います。
施策	<ul style="list-style-type: none"> 施策ごとに事業執行面での分析を行い、達成状況や課題を把握します。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての施策について、行政の内部管理に基づく評価を行い、公表していきます。 評価に基づき、改善方針を導くことを重視します。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間中の評価や環境変化等を踏まえ、施策の構成を再構築します。
事業	<ul style="list-style-type: none"> 施策評価の中で、それぞれの事業の実行性・効率性を把握します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業について、施策ごとの達成度評価の中で進捗状況を把握し、次年度予算編成に向けて見直しを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間中の見直し（スクラップ&ビルド）を踏まえ、施策体系や財務システムと連動して事業を再構築します。

- 平成31年度に第3期基本計画の期中評価を行うとともに、次期総合計画の策定に向けて、第5次草津市総合計画の総括評価を行います。
- 各分野の基本方針の指標における平成28年度値は一部推計値としており、進行管理において確定値に置き換える場合があります。
- 担当課は平成29年3月時点の課名としています。



リーディング・プロジェクト (重点方針)



基本構想および第3期基本計画に基づく草津市のまちづくりを先導、
けん引するために、第3期基本計画期間中に重点的に取り組む4つの
リーディング・プロジェクト（重点方針）を示します。

4つのリーディング・プロジェクト（重点方針）



「健幸都市」づくりの推進
子育て・教育の充実
“まちなか”を活かした魅力向上
コミュニティ活動の推進



リーディング・プロジェクト（重点方針）の位置付けと展開

リーディング・プロジェクト（重点方針）は、第5次草津市総合計画の「将来に描くまちの姿」である、「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津」を実現するため、また、第5次総合計画のまちづくりの仕上げの段階、次期総合計画へのつなぎの段階として、これまでの取組を継続しつつ、新たな展開も加えて、それぞれの分野を横断しながらも、草津市のまちづくりを先導・けん引するプロジェクトを重点方針として位置付け、その推進を図っていくものとします。

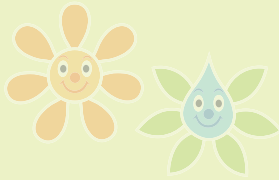
また、取組にあたっては第3期基本計画期間中の重点方針としての位置付けを踏まえ、計画期間中の統一テーマとして展開し、予算編成方針等に一贯した方向性を持たせるものとし、関連する施策・事業については、毎年実施する評価の中で、課題の見直しとさらなる推進に向けた改善を図ります。



（草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」）

「健幸都市」づくりの推進

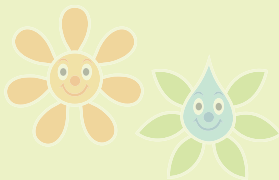
- ◆ “住む人も、訪れる人も、「健幸」になれるまち”を目指し、健幸都市づくりを進めます。



草津市の健康都市のイメージ

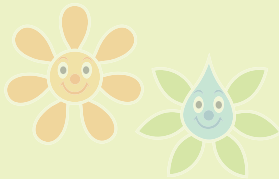
子育て・教育の充実

- ◆ 未来を担う子どもたち一人ひとりが健やかに成長し、生涯にわたって必要とされる生きる力を育てていきます。



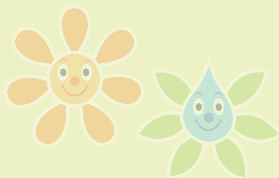
“まちなか”を活かした魅力向上

- ◆ 「まちなかゾーン」の整備により、市全体の都市活力のけん引を図り、地域の魅力向上を進めます。



コミュニティ活動の推進

- ◆ 地域のまちづくり拠点を充実し、多様な主体間の連携・協働を促進することで、市民が取り組む自主的なまちづくりをさらに進めます。





第3期基本計画 4つのリーディング・プロジェクト

今後の人口構造の変化も見据え、疾病や介護の予防を強化し、誰もが生きがいをもち健やかで幸せに暮らせるよう、まちづくりの中核に「健幸」を位置付け、市の総合政策として、健幸都市の実現に向けた環境・仕組みづくりを進めます。

そのため、従来の健康施策の枠組みを超え、産学公民が連携し、個人や地域の主体的な健康づくりに加え、都市計画や公共インフラ整備等の観点からの健康に対するアプローチや、健康産業の振興等を図ります。

※**健幸都市**：誰もが生きがいをもち健やかで幸せに暮らせるまちのこと。

安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て支援を充実させます。また、心豊かでたくましく生きる「草津っ子」を育成し、「子どもの生きる力を育む」教育をいっそう進めます。

そのため、子育てが楽しいと感じられるよう、妊娠から子育てまでの切れ目のないサポートを行うとともに、幼保一体化を推進します。また、ICTの活用、英語教育の充実、読書活動の推進等により、子どもの確かな学力の育成を図るとともに、学校、家庭、地域、関係機関との連携による学校経営の充実・向上を目指します。

市の中心部と郊外部とのネットワークを充実することにより、市内の魅力ある地域資源に市民や来訪者が円滑にアクセスできる環境を整え、まち全体の活気や“ふるさと草津”の魅力向上を進めます。

そのため、第2期基本計画で取り組んできた「草津川跡地の空間整備」や「中心市街地の活性化」の各事業と、JR南草津駅を結ぶ「まちなかゾーン」の整備の成果によって市全体の都市活力の向上を図ります。

※**まちなか**：JR草津駅・南草津駅周辺の市街地のこと。

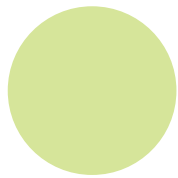
※**まちなかゾーン**：JR草津駅・南草津駅周辺の市街地を含めた商工業施設、業務オフィス等の集約化を誘導する、うるおい豊かでにぎわいと交流に満ちたゾーンのこと。

多様化する市民ニーズに対応し、また、市民自治のさらなる強化を目指して、地域の特性を活かしたまちづくりを促進するとともに、中長期の視点で市民との協働の取組を進めます。

そのため、それぞれの地域のまちづくり拠点を整備するとともに、市民が主役のまちづくり活動を支援することにより、まちづくり協議会の活動、町内会等の基礎的コミュニティや、NPO等の市民公益活動の活性化を促し、地域のまちづくりを進めます。

※**基礎的コミュニティ**：町内会、自治会その他の地縁に基づいて形成された自治組織のこと。

※**市民公益活動**：不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定の課題解決に向けて自発的かつ自主的に行う営利を目的としない活動のこと。





地域経営の方針



これまでの協働のまちづくりの流れを踏まえ、草津市自治体基本条例と、それを具現化した草津市協働のまちづくり条例等に基づいて、市民とともにさらなる力強い「地域経営」を行っていくため、その基本となる方針を示します。



1. 公共公益的な活動領域の広がりへの対応

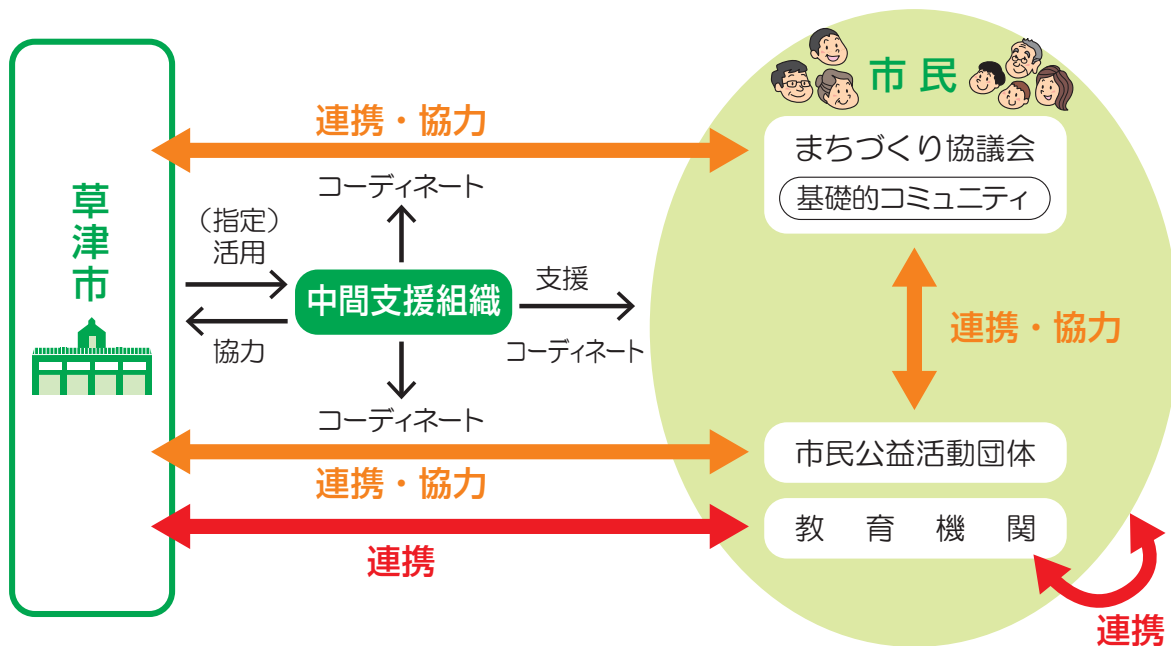
従来、公共公益的な活動・サービスは、その多くを行政が担ってきました。しかし、市民が求める公共公益的な活動・サービスが多様化し、また、専門化する中で、行政が単独で解決することが困難となってきています。

他方、従来から各学区での地域活動やNPO・ボランティア等による諸活動が盛んに行われてきており、これまで行政が対応しにくかった公共公益的な役割を担うことも多くなってきています。

基本構想に示す「地域経営」においては、市民ニーズの多様化・専門化により従来には求められなかった活動の領域等への対応を各行動主体が責任と役割を分担し、「協働」によって担うことを基軸とします。

(1) 各行動主体の役割分担と協働

これからの公共公益的な活動を「協働」によって担う上で、協働のまちづくり条例に定める多様な主体が、それぞれの役割を果たしながら、自主的な取組が行えるよう、各主体間の「協働」を充実させながら、さらにきめ細かく市民ニーズへの対応を図っていきます。また、行政、市民・地域、事業者等の役割を「行動の指針」として、「分野別の施策」に記載しています。



※**中間支援組織**：まちづくりを活性化させるために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間にとって協働によるまちづくりを推進する組織（具体的には、(公財)草津市コミュニティ事業団、(社福)草津市社会福祉協議会）のこと。

(2) コミュニティ活動推進の支援

本市では、これまでから様々な団体等によるコミュニティ活動が活発に展開されています。これらのコミュニティ活動に取り込まれる各主体が「協働による地域経営」において主要な役割を担うことから、それぞれの主体における活動がさらに推進されるよう、積極的に支援していきます。

2. 「地域経営」のための行財政マネジメント

多様化・複雑化する行政需要への対応や大規模な公共事業の実施、義務的経費※等の増大により、今後も本市財政は厳しい状況が続くことが見込まれます。

こうした中で、本市が持続可能な「地域経営」を進めていくためには、規律ある財政運営を行い、市民サービスの向上を図りつつ、将来を見越して事業の選択と集中を行うとともに、最適な職員数の管理を行い、職員の能力を最大限に発揮させ、組織力を向上させていくことが求められます。

また、行財政の運営にあたっては「市民参加」と「情報公開」のもとで高い透明性を確保していかなければなりません。

以上のような観点から、次のような方針のもとで行財政マネジメントを行い、引き続き行政システム改革の取組を推進します。

※義務的経費：法令等により義務付けられている支出で、自治体が任意に削減することが困難な経費。主に社会保障関係経費や過去の借入金の返済金、職員人件費等のこと。

(1) 健全な行財政運営の維持

- 中長期的な財政見通しのもとに、限られた財源を効果的かつ効率的に活用していくことで、財政規律の確保を図り、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を維持します。
- 近い将来の公共施設等の集中的な更新等への対応や、人口構成・利用需要の変化への対応を視野に入れて、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めます。
- 行政評価の取組を継続して実施するとともに、PDCAサイクル※による事務事業の点検や広域連携の推進を通じて、各施策・事務事業の最適化・効率化を進めます。

※PDCAサイクル：計画に基づく高度の進行管理サイクルの1つで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスを順に行うこと。

(2) 組織力・職員力の向上

- 業務の専門化、協働の推進、地方分権の進展といった、自治体を取り巻く環境変化に対応できる人材のさらなる育成を進め、組織力や職員力の向上に努めます。
- 施策・事業を効果的に遂行するため、必要な組織体制を構築するとともに、事業に応じた計画的な職員の定員管理を進めます。

(3) 市民参加と市民との情報共有の推進等による透明性の向上

- 公平、公正で透明性の確保された行財政運営を行う責任を果たすため、「草津市自治体基本条例」をはじめとする条例等に基づき、市政の基本原則である「市民参加」と「情報公開」の取組を進めます。

